

『地域の“ものづくり力”を活かした「滋賀健康創生」特区』について

1 総合特区制度について

- ・総合特別区域法(H23.8.1 施行)に基づき、地域の先駆的取組を、規制の特例措置、財政支援措置、金融支援措置等により推進し、地域の活性化・持続的発展を図るもの。
- ・国による総合特別区域(以下「総合特区」という。)指定の後、地方公共団体は、国と協議を整えた支援措置を活用した事業を盛り込んだ計画を策定し、国からの認定を受けて地域の活性化を図る取組を進める。

総合特区の全国指定状況

	国際戦略総合特区	地域活性化総合特区	計
指定数	7	41	48

2 本県総合特区の指定および計画認定について

本県は、国の第4次指定申請受付に対して平成25年4月30日に地域活性化総合特区の指定申請を行い、平成25年9月13日付けで指定、平成26年3月28日付けで計画認定を受けた。

- 名称：地域の“ものづくり力”を活かした「滋賀健康創生」特区
- 概要：“治療から予防への転換”に寄与する医療・健康管理機器の開発・事業化と健康支援サービスの提供を通じて、地域住民の生活習慣病予防と健康づくりを促進し、地域経済の持続的発展と、県民がいきいきと健康に暮らす社会の実現を目指す。
- 事業：①医療・健康管理機器開発・事業化推進事業
 ②健康支援サービス創出推進事業

<経過>

H25年	4月30日	地域活性化総合特区の指定申請
	9月13日	地域活性化総合特区に指定
H26年	1月24日	総合特区計画の認定申請(財政支援・金融支援措置の活用)
	3月28日	総合特区計画の認定
H27年	3月13日	総合特区計画の変更報告(財政支援措置を活用する事業の追加)
	4月20日	総合特区計画の変更報告(評価指標等の変更)

3 総合特区の支援措置について

(1) 規制の特例措置の活用事業

- 本特区からの提案事項 ⇒ 血液測定サービスに係る登録衛生検査所の基準の緩和
 国との協議を実施した後、平成26年4月に、本特区から提案していた特例措置内容の大部分が全国展開という形で実現された。この結果を受けて、薬局等での血液測定サービスの実施に向けて関係機関との協議・調整を進める予定。

(2) 財政支援措置の活用事業

(課題解決型医療機器等開発事業／医工連携事業化推進事業 (経済産業省委託事業))

- ①血液一滴で高度な診断を可能とするポイントオブケアシステム (デスクトップ型血液分析装置) の開発 (H25.8 開始)
 - ②老眼鏡のように気軽に使用できる補聴器の開発 (H26.6 開始)
 - ③ロコモ対策のための膝痛改善 (予防) 機器の開発 (H27.6 開始予定)
- ※①は本特区が指定を受ける前に先行して採択を受けた事業。②③は総合特区推進調整費を活用した事業。

(3) 金融支援措置の活用事業 (利子補給：5年間・最大0.7%)

- ①歩行分析計 (靴型荷重測定装置) の研究開発及び性能向上推進事業 (H26.11 開始)
 - ②腹腔鏡下手術処置具の開発・製品化事業 (H26.11 開始)
 - ③地域密着型健康コミュニティ基盤整備事業 (シニアフィットネス) (H26.12 開始)
- ※以上のほか非公開の事業1件

4 その他関連する支援策の拡充等

- ・「滋賀健康創生」特区金融サポート・ネットワークの創設 (H25.11)
- ・「医療・健康機器」を県下全域で地域産業資源に指定 (H26.6)
- ・「滋賀健康創生金融サポート推進事業」 (滋賀県信用保証協会の「流動資産担保融資 (ABL) 保証」の保証料軽減) の開始、取扱金融機関の指定 (H27.4)

5 今後の取組について

① 医療・健康管理機器開発・事業化推進事業

⇒ 「しが医工連携ものづくりネットワーク (H27.3 現在・155 機関)」を基盤に、ニーズ・シーズのマッチングや機器開発プロジェクトの構築に係る取組を活発化させるため、平成27年度から滋賀県産業支援プラザのコーディネート体制を強化し、国の財政支援の活用も図りながら研究開発・事業化を進めていく。

② 健康支援サービス創出推進事業

⇒ 健康支援サービスの創出に向けて、規制の特例措置に関わる県内関係機関や国との調整・協議を進めるとともに、経済産業省の「平成27年度健康寿命延伸産業創出推進事業 (地域ヘルスケアビジネス創出支援)」 (委託事業) に応募提案を行い、当該事業の活用により、関係者がヘルスケア現場の課題を共有しながら新たなサービス構築に向けて検討を進めていくための健康支援サービス創出基盤の構築を図る。

③ 庁内推進体制

⇒ 平成26年度から商工観光労働部に保健師を配属するとともに、健康医療福祉部の職員3名を商工観光労働部との兼務とする体制を確保。今後とも「滋賀健康創生」特区連絡調整会議等の開催を通じて両部が緊密な連携を図りながら進めていく。

【地域活性化総合特区】

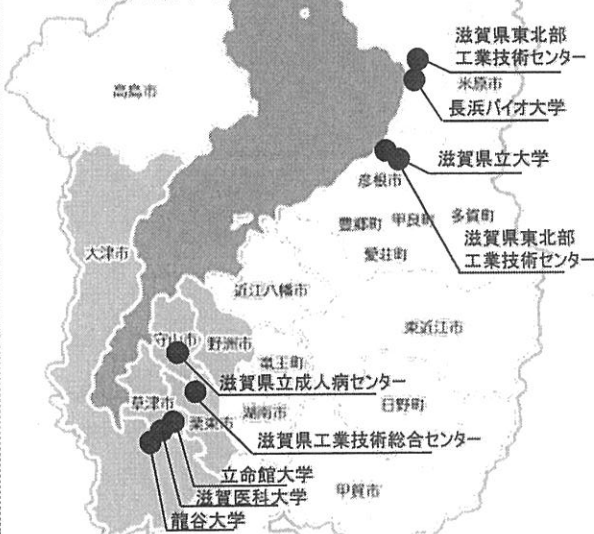
地域の“ものづくり力”を活かした「滋賀健康創生」特区 【滋賀県】

目標

“治療から予防への転換”に寄与する医療・健康管理機器の開発・事業化と健康支援サービスの提供という新たな地域モデルの構築を通して、地域住民の生活習慣病予防と健康づくりへの取組を促進し、地域経済の持続的発展と、県民がいきいきと健康に暮らす社会の実現を目指します。

特区の区域

- ・大津市、草津市、守山市、栗東市、野洲市の全域
- ・長浜バイオ大学、滋賀県立大学、滋賀県東北部工業技術センターの所在地



地域協議会

【民間企業】

しが医工連携ものづくりネットワーク（代表：ニプロ(株)、山科精器(株)）、滋賀経済産業協会、滋賀医療機器工業会

【医療関係】

滋賀県医師会、滋賀県薬剤師会、滋賀県立成人病センター

【大学】

滋賀医科大学、立命館大学、龍谷大学、長浜バイオ大学、滋賀県立大学

【金融機関】

みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、大垣共立銀行、滋賀銀行、京都銀行、関西アーバン銀行、滋賀中央信用金庫、長浜信用金庫、湖東信用金庫、京都信用金庫、京都中央信用金庫、商工組合中央金庫、滋賀県信用組合

【支援機関】

滋賀県産業支援プラザ

【自治体】

大津市、草津市、守山市、栗東市、野洲市、滋賀県

実施事業

- 生活習慣病をはじめとする疾病予防や健康づくりに寄与する以下の取組を推進します。

1. 医療・健康管理機器開発・事業化推進事業

● 医療・健康管理機器の開発プロジェクト構築

しが医工連携ものづくりネットワーク (155機関、H27.3末現在)

- ・医療現場のニーズ
- ・大学等の研究シーズ

● 医療・健康管理機器の開発・事業化

(想定事例)
・血液検査装置
・感染症検査装置 等

● 機器の活用評価

地域医療機関 (県立成人病センター、滋賀医科大学等)

- ・臨床研究・実証評価

2. 健康支援サービス創出推進事業



- 健康支援サービス運用・評価部会による地域の健康づくりのサポート
・地域の「健康づくり」を医療・学術面から指導・評価

滋賀医科大学
アジア疫学研究センター
(2013.10月開所)



